

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【公開番号】特開2020-184517(P2020-184517A)

【公開日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-046

【出願番号】特願2019-219990(P2019-219990)

【国際特許分類】

H 0 1 M 2/12 (2006.01)

H 0 1 M 2/02 (2006.01)

H 0 1 G 11/14 (2013.01)

H 0 1 G 11/78 (2013.01)

【F I】

H 0 1 M 2/12 1 0 2

H 0 1 M 2/02 K

H 0 1 G 11/14

H 0 1 G 11/78

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月12日(2020.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓄電デバイス素子を収容する容器に取り付けられる弁構造体であって、  
第1要素と、前記第1要素と別体の第2要素とを含む複数の部品と、  
前記第1要素と前記第2要素との間に介在し、前記第1要素と前記第2要素とを接着する接着剤層と  
を備える、  
蓄電デバイス用弁構造体。

【請求項2】

前記複数の部品は、弁体をさらに含み、  
前記第1要素は、前記弁体を受け取るパルプシートであり、  
前記第2要素は、前記パルプシートに前記弁体の反対側において接続される部品である、  
請求項1に記載の蓄電デバイス用弁構造体。

【請求項3】

前記複数の部品は、前記第1要素及び前記第2要素とは別体の第3要素をさらに含み、  
前記第2要素は、前記容器の内部において発生したガスを前記容器の外部へ排出する第1通気路を有し、前記容器の内部において発生した前記ガスが前記第1通気路に流入するように前記容器に固定されており、  
前記第3要素は、前記第1通気路に連通し、前記弁体が収容される第2通気路を有するとともに、前記第1通気路に流入した前記ガスが前記第2通気路に流入するように前記第2要素に接続され、  
前記第2要素と前記第3要素との間に介在し、前記第2要素と前記第3要素とを接着する別の接着剤層、

をさらに備える、  
請求項 2 に記載の蓄電デバイス用弁構造体。

【請求項 4】

前記バルブシートは、フッ素ゴムから構成され、  
前記第 2 要素となる部品は、金属製又は樹脂製である、  
請求項 2 又は 3 に記載の蓄電デバイス用弁構造体。

【請求項 5】

前記複数の部品は、弁体をさらに含み、  
前記第 1 要素は、前記容器の内部において発生したガスを前記容器の外部へ排出する第 1 通気路を有し、前記容器の内部において発生した前記ガスが前記第 1 通気路に流入するように前記容器に固定されている部品であり、  
前記第 2 要素は、前記第 1 通気路に連通し、前記弁体が収容される第 2 通気路を有するとともに、前記第 1 通気路に流入した前記ガスが前記第 2 通気路に流入するように前記第 2 要素に接続される部品である、  
請求項 1 に記載の蓄電デバイス用弁構造体。

【請求項 6】

前記接着剤層は、酸変性ポリオレフィン及びエポキシ樹脂を含む、  
請求項 1 から 5 のいずれかに記載の蓄電デバイス用弁構造体。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれかに記載の蓄電デバイス用弁構造体において、前記接着剤層を構成するために使用される接着剤。